

1. 事業者

- | | |
|-----------|------------------|
| ① 事業者の名称 | 有限会社 医療福祉研究所へいせい |
| ② 事業者の住所地 | 岡山県倉敷市老松町4丁目4-7 |
| ③ 電話番号 | 086-427-8451 |
| ④ 代表者氏名 | 取締役 目黒 文夫 |
| ⑤ 設立年月 | 平成1年7月20日 |

2. 事業所の概要

- | | | |
|----------------|---|------------------------------|
| ① 事業所名 | 有限会社 医療福祉研究所へいせい(へいせいホームヘルプステーション)
介護保険法に基づく、「訪問介護・総合事業訪問介護(第1号訪問事業)」 | |
| ② 所在地 | 岡山県倉敷市老松町4丁目4-7 | |
| ③ 電話番号 | 086-427-8451 | |
| ④ 介護保険事業所番号 | 第3370200960号 | |
| ⑤ 管理者 | 高尾 卓治 | |
| ⑥ サービス提供責任者 | 高尾 卓治(介護福祉士)
岩本 友成(介護福祉士) | 大久保 直子(介護福祉士)
藤岡 保(介護福祉士) |
| ⑦ 職員体制 | 管理者 1名(常勤1名 サービス提供責任者兼務)
サービス提供責任者 4名(常勤4名)
介護福祉士・実務者研修修了者・訪問介護員1級課程修了者
介護職員基礎研修課程修了者(旧訪問介護員2級課程修了者)
10名以上(常勤5名以上、非常勤5名以上)
(介護タクシー乗務員はヘルパー2級・普通自動車2種免許取得者) | |
| ⑧ 従業者の勤務体制(時間) | 9:00～17:45(土曜日13:00まで) | |
| ⑨ 営業日 | 月曜から土曜日(但し12月30日～1月3日を除く) | |
| ⑩ 営業時間 | 9:00～17:00(土曜日13:00まで)、祝日9:00～17:00
訪問は365日24時間対応。常時連絡が可能な体制とします。 | |
| ⑪ サービス提供地域 | 倉敷市・岡山市・総社市・浅口市・早島町・矢掛町・里庄町内の区域 | |
| ⑫ 夜間・緊急時等の連絡先 | ◆(086)427-8451
夜間、休日についても常時連絡が可能な体制とします。 | |

3. 方針

- ① 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行います。
- ② 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 訪問介護事業の内容

- ① 生活援助
- ② 身体介護
- ③ 通院等乗降介助(介護タクシー) (平成15年9月17日付国土交通省認可済)
- ④ 総合事業訪問介護(第1号訪問事業)

5. 介護保険の自己負担額

◆ 訪問介護自己負担額(1割負担の場合)

- ① 生活援助 20分以上45分未満 215円／回(特定事業所加算 I 20%分含む)
- ② 生活援助 45分以上 264 円／回(特定事業所加算 I 20%分含む)
- ③ 身体介護 20分未満 196円／回(特定事業所加算 I 20%分含む)
- ④ 身体介護 20分以上30分未満 293円／回(特定事業所加算 I 20%分含む)
- ⑤ 身体介護 30分以上1時間未満 464円／回(特定事業所加算 I 20%分含む)
- ⑥ 身体介護 1時間以上 680円／回(特定事業所加算 I 20%分含む)
1時間30分以上 779円／回(特定事業所加算 I 20%分含む)
以降30分増すごとに+約100円／回(特定事業所加算 I 20%分含む)

⑦ 身体介護に引き続き生活援助を行う場合

- 20分以上 約78円／回(特定事業所加算 I 20%分含む)
- 45分以上 約156円／回(特定事業所加算 I 20%分含む)
- 70分以上 約234円／回(特定事業所加算 I 20%分含む)

⑧ 通院等乗降介助 116円／回(特定事業所加算 I 20%分含む)

- ※ 早朝(6時～8時) } 25%加算
- ※ 夜間(18時～22時) }

- ※ 深夜(22時～6時) — 50%加算

⑨ 初回加算 200円／月

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合、または他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行した場合に1回のみ加算されます。

⑩ 緊急時訪問介護加算 100円／回

利用者やその家族からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーとの連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めた時に、サービス提供責任者または他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合に加算されます。

◆ 総合事業訪問介護(第1号訪問事業)自己負担額(1ヶ月包括料金です)

- ① 週1回利用 1,176円／月
- ② 週2回利用 2,349円／月
- ③ 週3回利用 3,727円／月

◇ 訪問介護・総合事業訪問介護(第1号訪問事業)

- ◆ 介護職員等処遇改善加算(I) 1月あたりの総金額に24.5%を乗じた金額

- ◆ 介護保険負担割合証における負担額

6. その他利用料

- ① 介護保険外、及び通常の事業実施地域外の場合は、地域外を越えた地点から往復10kmまで500円、実施地域外を越えた地点から往復10km以上、20km未満までを600円
※更に10km増す毎に100円を追加(保険外は一律500円)

7. 事故発生時の対応

- ① 万が一事故が発生した場合は速やかに状態を把握し、緊急時の対応をします。
- ② 事故の状況や原因を調査し、報告すると共に改善策を協議し再発防止に努めます。
- ③ 訪問介護サービスの提供中に担当介護員等の過失により、万一事故が発生した場合は、その損害を賠償します。但し、自らの責に帰すべき事由によらない場合はこの限りではありません。

8. 緊急時の対応

- ◆ 事業所の従業者は、現に訪問介護の提供を行っている時に、事故又は利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は速やかに状態を把握し、家族への連絡、主治医、ケアマネージャー及び事業所への連絡を遅滞なく行い、状況に応じた対処に努めます。

9. 苦情処理の体制

① 事業所内の苦情窓口

利用者、及びご家族の方は、提供された訪問介護サービス等に対し、苦情がある場合は、いつでも苦情窓口、及び管理者に申し出てください。

苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対応し、サービスの質向上・改善に努めます。

- ◆ 苦情担当窓口:管理者 高尾 卓治

- ◆ 受付時間:月曜日～金曜日 電話番号:(086)427-8451 但し12月30日より1月3日を除く

通常受付時間帯 9:00～17:00 FAX番号:(086)427-8002

夜間・休日 17:00～翌9:00 夜間、休日についても常時連絡が可能な体制とします。

対応に遅れが出る場合がありますので、できるだけ通常受付時間帯にお願いします。

② 事業所以外の苦情受け付け窓口

- ◆ 介護サービス苦情相談窓口 岡山県国民健康保険団体連合会

受付時間:月曜日～金曜日 8:30～17:00

電話番号:(苦情処理)086-223-8811 FAX:086-223-9109

- ◆ サービス実施地域の各市町村の苦情受付窓

受付時間:月曜日～金曜日 8:30～17:15(但し12月29日～1月3日を除く)

*倉敷市介護保険課・・TEL086-426-3343

*岡山市介護保険課・・TEL086-803-1240

*総社市長寿介護課介護保険係・・TEL0866-92-8369

*浅口市高齢者支援課・・TEL0865-44-7113

*都窪郡早島町役場健康福祉課介護保険係・・TEL086-482-2483

*小田郡矢掛町福祉介護課・・TEL0866-82-1026

*浅口郡里庄町健康福祉課・・TEL0865-64-7211

10. 運営に関する留意事項

- ① 従業者に対して、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者、またはその家族の秘密を漏らすことがないように指導教育を適時行い誓約書に記名押印します。
- ② サービス担当者会議等において利用者、又は家族の個人情報を用いる場合は秘密保持の観点から予め文書(契約書)及び個人情報の保護に関する同意を得ます。
- ③ 個人情報保護方針を定め確実な履行に努めます。
- ④ 利用者からの求めに応じて、サービス提供記録を開示します。

⑤ 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための指針を整備し、管理者を

虐待防止責任者として配置し次の措置を講じるものとする。

一 虐待の未然防止

管理者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止、早期発見、迅速かつ適切な対応ができ、また尊厳保持・人格尊重に対する配慮ができるよう従業者への研修を年1回以上実施し記録する。

また、新規採用時にも必ず虐待の防止のための研修を実施し記録する。

二 虐待等の早期発見

虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等を行う。また利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者からの市町村への虐待の届出について適切な対応を行う。

三 虐待等への迅速かつ適切な対応

管理者は、虐待が発生した場合には速やかに市町村の窓口に通報等を行い、手続きが迅速かつ適切に行われ、また、虐待等に対する調査等に協力するよう務める。

四 管理者は、虐待防止のための対策を検討する「虐待等防止委員会」を設置し定期的に（年1回以上）委員会を開催し委員会での検討結果を従業者に対し周知徹底を図る。

⑥ 身体拘束等の適正化に関する項目

事業所は、身体拘束等の適正化のための指針を整備し、管理者を、身体拘束等の適正化責任者として配置し次の措置を講じるものとする。

一 記録の整備

管理者は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

二 委員会の開催

管理者は、身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会を年1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

三 研修の実施

管理者は、従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を年1回以上実施し記録する。
また、新規採用時にも必ず身体拘束等の適正化の研修を実施し記録する。

⑦ 感染症の予防及びまん延の防止に関する項目

事業所は、感染症の予防及びまん延の防止対策の指針を整備し、管理者を、感染症の予防及びまん延防止対策責任者として配置し次の措置を講じるものとする。

一 委員会の開催

感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。

二 研修及び訓練の実施

訪問介護員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的 to 実施し記録する。また、新規採用時にも感染症の予防及びまん延の防止のための研修を実施し記録する。

⑧ 感染症及び自然災害発生時における業務継続計画(BCP)に関する項目

事業所は、感染症及び自然災害発生時における業務継続計画(BCP)を策定、整備し、管理者を、感染症及び自然災害発生時における業務継続計画(BCP)の対策責任者として配置し次の措置を講じるものとする。

一 委員会の開催

感染症及び自然災害発生時における業務継続計画(BCP)を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。

二 研修及び訓練の実施

訪問介護員に対し、感染症及び自然災害発生時における業務継続計画(BCP)の研修及び訓練を定期的 to 実施し記録する。

また、新規採用時にも感染症及び自然災害発生時における業務継続計画(BCP)の研修を実施し記録する。

⑨ ハラスメント対策に関する項目

適切なサービスの提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりサービスの提供に支障がある場合や、従業員の就業環境が害されることを防止するための対策を行うものとする。

事業所は、ハラスメント防止対策の指針を整備し、管理者を、ハラスメント防止対策責任者として配置し次の措置を講じるものとする。

一 指針の整備

職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し従業員に周知・啓発を行う。

二 研修の実施

管理者は、従業員に対し、ハラスメント防止のための研修を年1回以上実施し記録する。

また、新規採用時にも必ずのハラスメント防止の研修を実施し記録する。

⑩ アルコール検知器を用いた酒気帯び確認

事業所は、訪問車の安全な運転に必要な業務を行う者として所長を安全運転管理者として配置し次の措置を講じるものとする。

一 安全運転管理者の業務として、運転前後の運転者の酒気帯びの有無の確認をアルコール検知器を用いて行います。

二 安全運転管理者の業務として、酒気帯びの有無の確認内容の記録・保存、アルコール検知器の常時有効保持に努めます。

11. 介護サービス情報の公表制度について

◆ この制度は利用者が介護サービスや事業所を適切に選択し、事業所と契約を結んでサービスを利用する仕組みです。

◆ 介護サービス情報の公表制度は、事業者の情報提供の仕組みを整備して、利用者による、より適切な事業者の選択を支援するために創設された制度です。

◆ 公表場所

岡山県子ども・福祉部指導監査課

ホームページアドレス <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/33/>

令和7年4月1日改訂